

1dayゴルファー保険（傷害総合保険）にご加入の皆様へ

## 重要事項説明書

この書面では、傷害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険は被保険者（補償の対象となる方）が事故により「ケガ」をされた場合等に保険金をお支払いする保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。ご契約の内容は、保険契約者である楽天グループ株式会社にお渡ししております保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

## I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

##### ① 基本となる補償

1dayゴルファー保険の基本となる補償、自動セットされる主な特約は次の通りです。この保険は、被保険者（補償の対象となる方）がゴルフプレー中の事故により「ケガ」をされた場合等に保険金をお支払いする保険です。

基本となる補償
ケガの補償
自動セット特約（注）
ゴルフ危険のみ補償特約
介護費用保険金補償対象外特約
被害事故補償補償対象外特約
入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約（180日）
通院保険金補償対象外特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
熱中症危険補償特約
個人賠償責任補償特約

（注）各種特約内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ② 加入対象者

楽天GORAゴルフ場予約サイトにてお申込される方

##### ③ 被保険者本人

###### a. 被保険者本人としてご加入いただける方

本人 <sup>(注)</sup>	配偶者	その他親族
○	×	×

（注）楽天GORAゴルフ場予約されたお申込人（被保険者本人）」の方をいいます。

###### b. 被保険者本人としてご加入いただける方の年齢

保険申込日時点にて年齢が満18歳以上の方

#### 被保険者の範囲

補償/型	本人	配偶者	その他親族 <sup>(注1)</sup>
個人賠償責任補償特約 <sup>(注2)</sup>	○	×	×
上記以外	○	×	×

（注1）本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

（注2）上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

#### (2) 補償内容

##### ① お支払いする主な保険金

保険責任期間中に、「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者が「ケガ」をされた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合（ゴルフプレー中の事故（注））
死亡保険金	ゴルフ場敷地内で、ゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）
後遺障害保険金	ゴルフ場敷地内で、ゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金	ゴルフ場敷地内で、ゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
手術保険金	ゴルフ場敷地内で、ゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合

（注）ゴルフ敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中をいいます（ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）。

##### ② 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争（テロ行為を除きます。）、暴動などによるケガ
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

など

#### (3) 主な特約の概要

熱中症危険補償特約	日射または熱射により身体に障害を負い、保険金をお支払いする主な場合に該当するときに保険金をお支払いします。
-----------	---

個人賠償責任補償特約	被保険者本人が行うゴルフの練習、競技または指導中（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる行為を含みます。）に、偶然な事故によって伴って他人を死傷させ、または、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として被保険者が負担する費用に対して保険金をお支払いします。対象となるものは下記の条件をすべて満たす場合に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アマチュアゴルファーが達成された場合</li> <li>●9ホール以上を有するゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドする中で達成された場合</li> <li>●1名以上のパートナーと共にプレー中に達成された場合（公式競技の場合を除きます。）</li> </ul>

各種特約内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険責任期間（保険のご加入期間）

補償の開始	楽天GORAを通じた1予約のプレー初日午前0時
補償の終了	楽天GORAを通じた1予約のプレー最終日午後12時

#### (5) 引受条件（保険金額の設定等）

この保険では、あらかじめ保険金額等が定められたプランにご加入いただきます。保険金額等は、楽天GORAサイト内の1dayゴルファー保険ページをご参照ください。

保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-potal.html>)等をご確認下さい。なお、保険金額が、被保険者の年齢・年収などに照らし適正な額となる場合にのみご加入ください。

### 2. 保険料および保険料の払込方法

この保険は、楽天グループ株式会社を契約者、楽天損保を引受保険会社とする団体契約です。この保険の加入者（被保険者）による保険料払込方法には楽天ポイントを使用します。この場合、楽天グループ株式会社（保険契約者）は1ポイント1円として楽天損保に対し保険料を払込みます。

### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 注意喚起情報のご説明

ご加入の際にご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください  
たい事項を記載したものです。

### 1. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務

ご加入者（被保険者）には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご加入時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として楽天損保が告知を求めるものです。

#### 【告知事項】

この保険には「告知事項」に該当する事項はありませんが、被保険者（補償の対象となる方）に、同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(注)</sup>がある場合、他の保険契約等の保険金額が下表の範囲内にあることをご確認ください。

(注) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害保険・傷害疾病保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

	他の保険契約等の保険金額
死亡・後遺障害保険金額	1億4,900万円
入院保険金日額	13,500円

#### (2) 通知義務

この保険には「通知義務」に該当する事項はありませんが、ご加入者の住所を変更した場合は、取扱代理店または楽天損保にご連絡ください。

### 2. 解約時の返れい金

この保険には、解約時の返れい金はありません。

### 3. 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

### 4. 被保険者からの解除

この保険の被保険者は、ご加入対象者（楽天GORAゴルフ場予約サイトにてお申込される方）ご本人のみです。なお、保険加入を取りの取消は、ゴルフプレー初日の前日までに楽天GORAサイト内で予約されましたゴルフ場予約を取り消しいただくことによるのみ可能です。

### 5. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご加入の管理等の代理業務を行っています。

### 6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険期間が1年以内の場合、保険金、解約返れい金等の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

### 7. 個人情報の取扱い

- (1) この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
  - ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
  - ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- (2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
  - ① 前記(1)において、楽天損保の提携先企業への提供
  - ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供
  - ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用
    - ・ この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等との間で共用いたします。
    - ・ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等との間で確認いたします。
  - ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供
- (4) 契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内のために、お客様の連絡先へSMS（ショートメッセージサービス）にて、ご連絡（配信）することがあります。ご
- (5) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ (<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

### 8. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

この保険は楽天グループ株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 9. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や楽天損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1 契約のみに補償をセットした場合、ご加入を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

#### ■補償が重複する可能性のある補償内容

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
-------------	------------------

個人賠償責任補償特約	自動車保険、火災保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用特約

い。  
 ・携帯電話からもご利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
 ・おかけ間違いにご注意ください。  
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

### 楽天損保との間で問題を解決できない場合には

(指定紛争解決機関)

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



ナビダイヤル  
【全国共通】

0570-022808 (有料)

○受付時間：平日午前9時15分～午後5時  
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください

## その他ご留意いただきたいこと

### 1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご加入を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご加入者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご加入者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

など

### 2. 保険契約の無効

ご加入の際、次の事実がある場合は、ご加入は無効となりますのでご注意ください。

ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

### 3. 事故が起こった場合

#### (1) 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル(0120-120-555)または取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。

#### (2) 楽天損保にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご加入の場合、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に楽天損保へご相談ください。なお、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますので、ご注意ください。

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した同特約のお支払い対象となる事故については、楽天損保が示談交渉をお引受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんので、ご注意ください。

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 被保険者が正当な理由なく楽天損保への協力を拒んだ場合
- ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

#### (3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、【別表】に記載された書類などをご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

#### (4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないうちに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を楽天損保に申し出て、楽天損保の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

〈代理請求できる方の範囲〉

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①の方がいない場合または①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②の方がいない場合または①および②の方に保険金

を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または

②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

**楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は**

お客様相談センター

**0120-115-603**

- 受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。）
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

**事故の受付は**

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

**0120-120-555**

- 受付時間：24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

**【別表】保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類**

ご提出いただく書類	書類の例
①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明 など
②事故が発生したことおよび要した費用を確認できる書類（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した証明書・客観的に確認できる記録媒体に記録された映像、慣習として負担した費用の支払いを証明する領収書 など
③被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証（写） など
④ケガまたは疾病の程度を証明する書類	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像 など
⑤被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類	購入時の領収証、被害が生じた物の写真および修理見積書 など
⑥楽天損保が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
⑦公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など